

## 2024年度深セン日系企業産業政策交流会

### 議事録

- ◆時間：2024年9月5日（木）14：30～17：00
- ◆場所：深セン市福田保稅区河套科創センター1階会議室
- ◆主催：在広州日本国総領事館、日本貿易振興機構（ジェトロ）広州事務所  
深セン市投資促進局、深セン市人民政府外事弁公室
- ◆共催：深セン日本商工会
- ◆次第：（同時通訳）

- 14：30～14：35 深セン市投資促進局 劉振強副局長による挨拶
- 14：35～14：40 在広州日本国総領事館 貴島善子総領事による挨拶
- 14：40～14：50 深セン市投資促進局による深セン市のビジネス環境及び外商投資  
に関する政策の紹介
- 14：50～16：40 質疑応答・意見交換
- 16：40～16：45 在広州日本国総領事館 貴島善子総領事により要望を提起
- 16：45～16：50 日本貿易振興機構広州事務所岡田英治所長より総括
- 16：50～16：55 深セン市投資促進局 劉振強副局長により総括
- 16：55～17：00 自由交流

#### ポイント：

- 深セン日本商工会より、粵港澳大湾区の個人所得税優遇政策や外国人従業員の社保免除期間延長、「特区旅遊（E）ビザ」問題、改正された会社法の下での従業員董事・監事設置期限、電力単価問題など 20 の質問・要望を提出。
- 「特区旅遊（E）ビザ」の発行枚数の上限に関して、「深セン市の特区旅遊（E）ビザの発行枚数に制限はなく、入国審査の条件を満たすことができれば、通常の営業時間内に、羅湖ボーダー、皇崗ボーダー、蛇口クルーズ客船母港ボーダー、宝安国際空港ボーダーで手続きを行うことができる」という回答を得た（質問 8）。
- また、改正された会社法の下での従業員董事・監事設置に関して、「改正施行された会社法では、従業員董事又は従業員監事の選挙要求及び設置期限に関する要求は存在しておらず、即ち必ず 2024 年以内に設置する必要はなく、市場監督局は実質的な審査を行わず、企業が提出した申請資料に準じて受理するものとし、潜在的な法的リスクを回避し、コンプライアンスを確保するために、条件を満たした企業（従業員 300 人以上）は、最新の法律法規に従って設置することを推奨する」という回答を得た（要望 11）。
- 電力単価問題について、「ピーク時電力価格の 25% 上昇は、単なる電力単価の引き上げではなく、全国の電力システムの運行効率と経済性、社会全体の電力使用コスト削減及び電気安全性のための政策であり、企業はピークバレー時間分割電力価格政策を十分に利用し、生産シフトを合理的に調整し、総合電力使用コストを積極的に削減することを推奨する」との説明があり、貴島善子総領事により交流会の最後に、合理的な社会全体の電力コストの分担や企業運営コストを配慮した上の電力単価調整といった要望が提起された（要望 14）。

#### 一、個人所得税優遇政策について

##### <背景・課題>

大湾区の海外ハイエンド人材および緊急人材の個人所得税補助政策について、個人所得税補助申請は通常翌年にしか申請できないが、近年実際に申請者が補助申請を提出する時点においても深センで働いていることが求められており、そのために当年度にすでに異動し帰国しているために、他の条件はすべて満たしているもののこの制限のために補助を申請できない状況が多々発生している。また、職務上の必要で頻繁に出張する外国人従業員（例えば、アジア地域での職務兼任者や、香港と中国本土の両方で勤務している者など）は、実務上の厳格な 90 日の中国滞在日数の計算方法（出入国当日は 90 日以内に含まれない、または 0.5 日しか計算されない）により、実際には多くの国内滞在日数があり、国内で十分な税金を納めているにもかかわらず、厳格な 90 日の計算方法のために補助申請できない状況が発生している。

##### <要望・質問>

1. 深セン市が外国人従業員の個人所得税、財政補助などの政策において、より寛容な実

施方針を採用し、より多くの外国人従業員を深セン市に引き付け、奨励することを希望する。例えば企業規模に応じて、申請者が深セン市で働く 90 日の計算方法、および申請者が補助申請を提出する時点で深セン市で働いているかどうかなどの実務上の制限を適度に緩和することが可能かどうか。

2. 外国人従業員の個人所得税の免税福利政策の実施方針も適度に緩和することが可能かどうか。

#### <メモ欄>

##### 1. への回答

この質問にかかわる『深セン市海外ハイエンド人材および緊急人材の 2023 年度個人所得税財政補助金申告ガイドライン』は、深セン市財政局、人力資源保障局、科学技術局、税務局が『財政部税務総局粵港澳大湾区個人所得税優遇政策に関する通知』（財税（2019）31 号）、『財政部税務総局粵港澳大湾区個人所得税優遇政策の継続実施に関する通知』（財税（2023）34 号）、『広東省財政庁広東省科学技術庁広東省人力資源と社会保障庁・国家税務総局広東省税務局の粵港澳大湾区個人所得税優遇政策の更なる徹底実施に関する通知』（粵財税（2023）21 号）に基づき共同で制定されたものではあるが、主に市財政局が中心となり決定したものであるため、市財政局の方針に準じるものとする。

社会の公平を促進する以外に、個人所得税制度は国家が社会所得の分配を調節するための重要な手段である。大湾区の海外ハイエンド人材および緊急人材の個人所得税補助政策も、主に人材を誘致し、大湾区、深センに定住して勤務してもらうための政策であるため、補助申請を提出する時点においても深センで就労働していることが求められている。また、日数の計算については、すでに企業の出張などの特別な状況を考慮した上、通常の 180 日ではなく、90 日の中国滞在日数を設定している、これも広東省の統一した基準であり、深セン市財政局はその基準を執行しているものである。

最後に、『深セン市粵港澳大湾区個人所得税優遇政策財政補助金実施方法』は現在意見徴収しており、その中にも、90 日の計算方法や申請時に深セン市に勤務しているかどうかの詳細な内容が含まれている。企業からの意見が合理的且つ実行可能であれば、関連部門と共同で研究を行った上で、採用することは可能である。

2. への回答 2018 年、中国では大きな影響を及ぼす税制改革が実施され、統合課税と分類課税が導入された。税率構造の調整により、基礎控除額の基準が引き上げられるとともに、6 つの特別追加控除項目が追加され、税制の公平性と合理性がよく反映されたものとなっている。新しい個人所得税法の利点が徐々に発揮され、中低所得層の税負担も大幅に低下している。同時に、税制の安定性を維持するため、財政・税務部門は『外国籍個人への手当にかかわる個人所得税政策の実施継続に関する公告』を發布した。外国籍個人が居住納税者の条件に合致する場合、①個人所得税の特別付加控除の享受」、もしくは②外国籍個人の補助・手当に関する個人所得税優遇政策の活用のいずれかを選択することができる。②の

政策は 2027 年末まで継続され、外国人従業員の個人所得税の税金負担が大幅に軽減される。個人所得税は、所得分配を調整するための重要な手段であるため、効率を重視するだけでなく、公平を体現しなければならない。外国人従業員の個人所得税免税優遇政策の適度な緩和は国務院の権限に属し、市税務当局も積極的に税務総局に企業の要求をフィードバックする所存である。

## 二、個人所得税申告義務について

### <背景・課題>

個人所得税法実施条例・第4条の全世界所得課税を適用する場合、会社が支払う所得以外の株式や不動産等による個人所得を会社が把握して源泉徴収することは実務上困難である。

### <要望・質問>

会社が支払う以外の個人所得は従業員個人に申告義務があると理解してよいか。

### <メモ欄>

源泉徴収義務者は、個人に支給した所得に対して、源泉徴収する義務を有しており、『個人所得税源泉徴収申告管理弁法（試行）』の規定に基づき源泉徴収申告を行わなければならない。一方、納税者（個人）は、『個人所得税自己納税申告の関連問題についての公告』の規定に適合する状況において、関連規定に従って自己納税申告を行わなければならない。

従って、会社が支払う以外の個人所得は、会社に源泉申告する義務がない。

### 三、外国人従業員社保免除期間延長の申請について

#### <背景・課題>

『中華人民共和国政府と日本国政府の社会保障協定』の規定に基づき、お互いの国から他方への派遣者による初回の申請においては、免除期間は最長 5 年と制限されている。派遣期間が 5 年を超える場合は、日中両国の主管機関または取扱機関の同意を得て、延長することができる。当社では駐在期間が 5 年以上になる出向者が数名おり、日中社会保障協定の 5 年ルール期限を迎え、両国で社会保険（年金）の納付が必要となるが、延長できないか日中の年金機構、社会保険局に問い合わせなどしている。

#### <要望・質問>

1. 深セン市において、どのように期限延長を申請すればよいか？審査基準及び申請プロセスはどのようなものか。

2. 深セン市において、日系企業の延期成功した事例があるか？ある場合は、どういった状況か。

#### <メモ欄>

##### 1. への回答

『人力資源保障部弁公庁の中国・日本社会保障協定の実施に関する通知』によると、条件に合致する日本人の派遣者は、中国での養老保険への加入を免除することができる。現在、企業が外国人従業員のために保険免除の申請を行う場合、相互免除証明書を提供する必要があり、申請ルートは下記の通りであり、法人/個人ユーザーの ID で登録して申請することができる。また、当該プラットフォームの「サービス案内」を利用して、具体的な申請プロセスを確認することもできる。質問がある場合、電話もしくはオンラインで人力資源保障部に問い合わせることができる。

全国人社政務サービスプラットフォーム→社会保障→境外社会保障免除→境外社会保障免除個人申請

##### 2. への回答

深セン市人力資源保障局は受理、審査する際に、提出書類中の相互免除証明の有効期間を確認する必要がある。また、企業が従業員のために提出する免除延期申請の資料は、初回申請時と同様であり、前述の全国人社政務サービスプラットフォームで相互免除証明を申請すればよい。

#### 四、社会保険及び住宅積立金の遡及期間について

##### <背景・課題>

実務操作において、比較的初期に進出した一部の企業では、関連指導及び外地戸籍従業員本人の意向により、当時、深セン市の最低賃金基準を基数として、従業員のために社会保険料と住宅積立金を納付していた。近年、日系企業は基本的にすべて法律の要求に厳格に従い、実際に支給した給与に基づき養老保険と住宅積立金を納付しているが、これまで深セン市の最低賃金基準で社会保障と積立金を納付していた退職従業員が訴えた場合、法律上の遡及期間は適用されず、企業は全額で納付不足金を追納する必要がある。

##### <要望・質問>

社会保険と住宅積立金の追納について、遡及期間を設定する等の企業に対しての緩和を検討してほしい。

##### <メモ欄>

雇用主は社会保険の各法律規定を厳格に遵守し、法定義務と社会責任を履行し、適時満額で従業員のために社会保険料を納付しなければならない。社会保険料の追納時効について、『深セン経済特区社会養老保険条例』第 37 条の規定に基づき、従業員は雇用主が規定に従って養老保険料を納付していないと見なした場合は、権利が侵害されていることを知り、または知り得べき日より 2 年以内に国と本市の関連規定に従って市社会保険機構、市社会保険料徴収機構に苦情、通報しなければならない。2 年を超えた場合、市社会保障機構、市社会保険料徴収機構は受理しないものとする。社会保険料の追納問題について、『深セン経済特区社会養老保険条例』第 46 条は、本条例の施行前に（2021 年 8 月 1 日より施行）、雇用主と従業員が規定に従って養老保険料を納付しておらず、法定強制追納時効を超えている場合も、養老保険料の追納を申請することができ、未納の日から日割りで 0.05%の延滞金を徴収できると規定されている。滞納金はそれぞれ基本養老保険統括基金と地方補充養老保険基金に組み入れられる。

深セン市の住宅積立金の関連規定は、国务院の『住宅積立金管理条例』を基準に、制定されている。国务院の『住宅積立金管理条例』では住宅積立金未納金の遡及期限を明確に規定されていないため、国务院の許可を得ていない限り、深セン市の住宅積立金関連政策は、積立金未納分の遡及期限の設定について明確なものとする事ができない。深セン市住宅建設局はすでに国に政策の緩和を申請しているが、現時点ではまだ許可を得ていない。

## 五、深セン市の最低賃金について

### <背景・課題>

深セン市の最低賃金について、ここ2年ほどの期間最低賃金の改定が行われていない。

<要望・質問> 深セン市の今後の見通しの他、華南地区や中国全体での動向はどういったものか。

### <メモ欄>

深セン市の現行の最低賃金基準は2022年1月1日より実施され、全日制に従事する労働者に適用される最低賃金基準は毎月2,360元、非全日制に従事する労働者に適用される最低賃金基準は毎時22.2元である。2023年、深セン市は人力资源保障部と広東省人力资源保障庁は共同の下、深セン市の最低賃金基準調整案を制定、採択し、広東省省人力资源保障庁に提出した。現在、省人力资源保障庁より省政府の審議に提出されており、可決後実施されるものなる。

また、人力资源保障部及び各省、自治区、直轄市の人力资源保障部門はすでに政府の公式サイトで最低賃金基準を公表しており、必要の場合は確認することができる。

## 六、育児休暇の賃金水準について

### <背景・課題>

『広東省人口と計画生育条例』30条には、毎年10日間の育児休暇を規定しましたが、休暇期間中の賃金基準については明確定めされていない。広東省人力資源・社会保障庁、広東省衛生健康委員会が発行した『広東省人口と計画生育条例』の関連休暇実施の更なる徹底に関する通知』には、育児休暇期間の賃金水準を従業員と協議の上、集団契約を締結することで解決し、産休期間の基準で育児休暇の賃金を支給することが推奨されると定められている。ただし、前記規定も明確ではなく、且つ推奨との用語があり、会社と従業員が育児休暇の賃金水準について合意を達成できない場合、紛争が生じしやすいといえる。

### <要望・質問>

1. 育児休暇の賃金水準について、会社の規則制度には、明確な規定が定めておらず、会社と従業員も合意に達成できず、労働紛争になる場合、労働仲裁機関はどのような基準（給与全額または深セン市の最低賃金）で育児休暇期間中の賃金水準を決めるか。

2. 会社の都合により、従業員は育児休暇を享受しなかった場合、会社は従業員に補償する必要があるか。ある場合、どのような基準で支給するか。

### <メモ欄>

『「広東省人口と計画生育条例」の関連休暇実施の更なる徹底に関する広東省人力資源保障局および広東省衛生委員会の通知』（粵人社規〔2023〕第1号の第5点によると、雇用主は雇用管理規程を整備し、育児休暇、介護休暇などの休暇中の賃金待遇を明確にしなければならない。従業員との報酬に関する集団交渉をより強化させ、従業員と育児・介護休暇期間中の賃金待遇について协商一致の上で、集団契約の締結が可能である。雇用主が余裕のある場合は、奨励休暇、出産付添休暇の賃金待遇に応じて育児休暇、介護休暇賃金を支払うことを推奨する。ただし、育児・介護休暇期間中の賃金待遇は、当地の最低賃金基準を下回ってはならない。

一方、労働人事争議仲裁機構は、従業員の育児休暇未取得に対する補償には法の根拠がないと考える傾向にあるが、最終的には個別案件の具体的な事情に応じて、裁判所が判断することになる。

## 七、経済補償金の計算について

### <背景・課題>

『労働契約法』47条によると、法定経済補償金の計算方法は「月平均賃金×勤務年数」となっており、また、「月平均賃金」とは、「労働者の労働契約解除又は終了前12ヶ月間の平均賃金」を意味する。なお、労働者が産休や病気休暇を取った場合、月賃金は、通常に働く期間の月賃金より大幅に下回ることがある。これについて、産休や病気休暇を取った期間の賃金を控除して計算すると明確に定める地域がある。深センでは、「労働争議事件の審理に関する深セン市中級人民法院の裁判ガイド」97条は、「経済補償金又は賠償金を計算するとき、労働者の労働契約解除前12ヶ月間の平均賃金には、正常勤務時間の賃金のほか、労働者の残業代も含まれている」と定めているが、産休や病気休暇が「正常勤務時間」の対象外であるか、さらなる解釈が必要である。

### <要望・質問>

経済補償金を計算するとき、労働契約の解除前の12ヶ月間において、従業員が産休や病気休暇などを取った場合、当該期間の月賃金は計算基数に含まれるか。

### <メモ欄>

労働関係解除に伴う経済補償金の計算基数は、労働契約の解除または終了前の12ヶ月間の平均賃金であり、時間給または出来高給、ボーナス、手当、補助金などの貨幣性収入を含む。ただし、書面労働契約未締結の場合における2倍の給与や、有給買取金は含まれない。労働契約の解除又は終了前の12ヶ月間の平均賃金が当地の最低賃金基準を下回った場合は、当地最低賃金基準に基づいて計算するものとし、労働者の勤続期間が12ヶ月間未満の場合、実際の勤続月数に基づいて平均賃金を計算するものとする。なお、労働者の平均月額給与が、雇用主の所在地の前年度従業員の月平均賃金の3倍を上回った場合、経済補償金の計算基数は雇用主の所在地の直轄市、市の市級人民政府が公表した本地区前年度従業員の月平均賃金の3倍で計算するものとする。

労働契約の解除または終了前の12ヶ月間の平均賃金の基準については、労働仲裁機構に確認したところ、現行の規定として、産休期間において女性従業員の賃金待遇を下げてはならない。そのため、女性従業員の産休期間中の賃金待遇は、通常働く期間の月賃金と同じ水準にあり、従業員が産休を取った場合、当該期間の月賃金は労働契約の解除または終了前の12ヶ月間の平均賃金計算基数に含まれる。

## 八、「特区旅遊（E）ビザ」及び出入国審査について

### <背景・課題>

「特区旅遊（E）ビザ」（特区旅遊簽證）について、発行枚数が上限を満たした場合は出発国まで戻らなければならないという情報があり、不安によって断念する場合がある。この情報の真偽、及び仮に真実の場合は発行枚数の上限廃止を検討頂きたい。

### <要望・質問>

1. この情報の真偽を教えてください。また、深セン市特区旅遊ビザが発行枚数の制限があるなら、発行枚数の制限をなくすなど、利便性の向上を検討してほしい。

2. 各岸における特区旅遊ビザや 144 時間トランジットビザの申請のカウンターに日本語か英語ができる係員を配置し、手続きの手助けをしてほしい。

3. 特区旅遊ビザについてオンライン申請ができるような政策があるが、具体的にどのプラットフォームでどのように申請すれば良いか教えてください。

([http://ka.sz.gov.cn/xxgk/qt/tzgg/content/post\\_11378656.html](http://ka.sz.gov.cn/xxgk/qt/tzgg/content/post_11378656.html))

4. 香港と結ぶ出入国審査場（口岸）での出国・入国審査において、自動出入境ゲート（e チャンネル）に登録できない出張者や基準以下の子どもは手続きに一時間ほど要する場合がある。審査官の増員や e チャンネルの基準緩和を検討してほしい。

### <メモ欄>

#### 1. への回答

深セン市口岸弁公室は、全ての旅客に向け、親切心によるきめ細かいサービスが行き届けるために心がけている。確認した結果、質問に記載された情報は実際の状況とは一致しておらず、深セン市の特区旅遊（E）ビザの発行枚数に制限はなく、入国審査の条件を満たすことができれば、通常の営業時間内に手続きを行うことができる。ボーダーでのビザ申請スポットの住所と営業時間は以下の通りである。

(1) 羅湖ボーダー：入国後 2 階、電話：82324022、営業時間：9：00-22：30

(2) 皇崗ボーダー：入国審査口ビー、電話：88296372、営業時間：9：00-13：00、14：30-17：00

(3) 蛇口クルーズ客船母港ボーダー：到着口ビー1 階、電話：26691202、営業時間：8：45-12：30、14：30-17：30

(4) 宝安国際空港ボーダー：国際線到着口ビー1 階、電話：23459289、営業時間：9：00-17：00

特別な状況において、特区旅遊（E）ビザを数回（3 回以上）申請した場合、入国目的が審査され、特区旅遊（E）ビザは申請できなくなるが、代わりにその目的によって長期滞在ビザを申請することはできる。外交部駐香港特派員公署で長期滞在ビザを申請できる。その住所：香港灣仔告士打道 151 号資本センター 20 階、公式サイト：

<http://www.visaforchina.org>、電話番号：(852) 2992 1999。

## 2. への回答

144 時間トランジットビザ政策が実施されて以来、出入国管理当局は当事項を非常に重視しており、積極的に政策宣伝を実施し、審査の手続きを最適化し続け、外国語熟練で経験豊富な人民警察よりビザ申請の受理、審査、発行を実施することを手配し、多言語で通関と検査、コンサルティングとガイダンスのサービスを提供し、外国人の訪中時の「便利性」を向上させるように全力を尽くしている。現在、144 時間トランジットビザの適用対象となる外国人は、深セン市宝安国際空港と深セン市蛇口港から入国することができる。

特区旅遊 (E) ビザ申請の窓口には、英語ができる係員が常駐しており、補助のための翻訳機も設置されている。また、144 時間トランジットビザの申請窓口では、マイナーな言語ができる一定数のスタッフも常駐しており、案内サービスを提供している。その他、ANA 国際便を利用する旅客が特区旅遊 (E) ビザを申請する必要がある場合、日本語ができる乗務員に同行してもらい、手続きを行うことも可能である。

## 3. への回答

現在、オンライン申請は停止し、現地で申請する必要がある。

## 4. への回答

外国パスポートと外国人永住許可証、外国電子パスポートと 6 ヶ月以上の外国人居留許可証を持つ外国人は、快速チャネルを通して通関できる。深セン市の各ボーダーに快速チャネルにおける情報収集・登録のスポットを設置し、手動検査区域に外国人チャネルと特別チャネルを設置し、各ボーダーの現場で外国人快速チャネルのサービスに関わるガイド情報の動画を頻繁に放映し、通関標識の設置を最適化し、効率アップして旅客が「到着後直ちに検査を受けられ、早く審査完了して通関できる」ことを確保する。次のステップは、国家移民管理局の関連要求に基づき、旅客の出入国際の通関及び快速チャネルにおける情報収集・登録に関わるニーズについて綿密な調査を行い、検査方法を更に最適化し、通関環境を改善し、出入国する各旅客の新たな期待及びニーズに積極的に応える。

香港移民局の公式サイトで e チャネルを登録する条件を確認した結果、11 歳未満の外国籍の子供は e チャネルが登録できず、対人のマニュアルチャネルを通して通関するしかない。香港移民局の問い合わせホットラインは(852)2824 6111 である。

### **中国大陸側から外国籍の子供が快速通関を申請するための条件**

1. 7 歳以上。
2. 身長 1.2 メートル以上。
3. 外国パスポート、外国人永住許可証、外国人パスポートもしくは 6 ヶ月以上の外国人居留許可証を所持している。

## 九、AEO 認証基準が求める犯罪履歴調査について

### <背景・課題>

従業員を雇用する際に行う犯罪履歴調査について、実務操作は制限されている。しかし、AEO 認証基準によると、すべての従業員に対して犯罪履歴調査を少なくとも一度行う必要があり、重点部署の従業員に対しては毎年 1 回の調査を行う必要がある。AEO の認証に関しては、対応に苦慮している。

### <要望・質問>

企業として具体的にはどのように調査するか指導してほしい。

### <メモ欄>

AEO とは認証された事業者 (Authorized Economic Operator) であり、国際商業・貿易の保護と利便性を目的とした世界税関機関によって制定された基準である。AEO 認証基準に従い、税関と AEO の企業はその権限と職責に基づいて、法律の許す範囲内で、潜在的な従業員の背景について審査しなければならない。AEO 企業は新入社員を募集する際に、合理的な予防措置を通して、従業員が過去において安全問題またはその他税関関連や刑事的な違法行為によって有罪判決を受けたかどうかを確認しなければならない。他の国の税関もこの基準に基づいて実行している。

税関認証企業基準 (高級認証) における人員安全制御措置に基づき、従業員を採用する前に、違法犯罪記録の有無などの安全背景の検査または調査を行う必要があり、採用されると、従業員のパフォーマンスによって、機密性の高い重要な職場にいる従業員の定期的な審査と再調査を行う必要がある。実務操作においては、企業は公安機関または政府部門が認める関連証明資料を提出することができ、また従業員本人より発行した無犯罪声明を提出することもできる。

犯罪履歴調査は、公安部の『公安機関の犯罪履歴調査に関わる作業規定』(以下「規定」という)に基づき、民衆の就職、留学、移民などのために提供されるサービスである。犯罪履歴調査は、企業による申請と個人による申請の 2 つの方法に分けている。1 つ目の企業による申請について、公安部「規定」によると、「企業は、在籍の従業員または内定者を対象に犯罪記録調整を申請することができるが、法律及び行政法規における就業禁止に関わる内容を違反してはならない」、「行政機関が行政許可、職業資格を発行する場合、公証人役場が犯罪履歴に関わる公証を実施する場合、法律に従って関係者の犯罪記録を調査することはできる」と定めており、また、企業より犯罪記録調査に関わる法律根拠及び人員リストを明記にした書簡を出す必要がある、深セン市公安局は規定に基づき返信する。2 つ目の個人申請について、個人より申請を提出する必要がある、審査後、犯罪記録がないと明確になった場合、「無犯罪記録証明書」が発行される。

「雇い入れ時の犯罪履歴調査」について、中国国籍の従業員は、自ら「粵省事」アプリを通してオンライン申請する、もしくは本籍地または居住地の公安局のサービスセンターで現地申請することを推奨する。関連手続きについて、詳しくは「深セン公安」の WeChat（ウィーチャット）公式アカウントで「無犯罪記録証明書の申請方法」をキーワードで検索して確認できる（台湾居民の場合は現場申請が必要である）。中国に 180 日以上滞在している外国人は、市公安局の出入国管理局の現場で申請できる。

## 十、クロスボーダーサービスに適用される増値税免税政策について

### <背景・課題>

『営業税から増値税への移行改革試行の全面的な実施に関する通知』（財税〔2016〕36号、以下「36号文」という）の付属文書4「クロスボーダー課税行為に適用する増値税ゼロ税率及び免税政策の規定」2条によると、国外の単位に提供する完全に国外で消費される証明コンサルティングサービス」は、増値税免税政策が適用される。また、「完全に国外で消費される」サービスについて、36号文の付属文書4の7条は、「サービスの実際受容者が国外に所在しており、国内の貨物及び不動産と無関係であるもの」と定めている。『営業税から増値税への移行改革クロスボーダー課税行為増値税免税管理弁法（試行）』（国家税務総局公告〔2016〕29号、以下「29号公告」という）2条（十三）号はさらに、「次に掲げる事情は、完全に国外で消費される証明コンサルティングサービスに該当しない。1. サービスの実際受容者が国内の単位又は個人である。2. 国内の貨物又は不動産に対する認証サービス、証明サービス、コンサルティングサービス。」と定めている。

なお、36号文、29号公告、その他の関連政策文書及び解説は、「国内の貨物及び不動産とは無関係」及び「国内の貨物又は不動産に対する認証サービス、証明サービス、コンサルティングサービス」の意味をさらに解釈することをしていない。実務において、税務機関は具体的な事実に基づきケースバイケースで判断することができ、また、通常、ある程度の裁量の余地があるとの見解を受けている。近年の国内の税務実務運用及び関連公開事例からすると、税務機関による前出の要件に対する判断基準は極めて異なっているようである。

### <要望・質問>

1. クロスボーダーサービスに適用される増値税免税政策の具体的な適用条件、判断基準などについて教えてほしい。

2. これについて、深セン市の税務局の判断基準を教えてほしい。例えば、深センの会社が香港の関連会社の販売業務のためにマーケティング、市場調査などのサービスを提供することは、増値税免税政策の適用ができるか？

### <メモ欄>

#### 1. への回答

財税〔2016〕36号によると、「完全に国外で消費される」サービスとは、「サービスの実際受取者が国外に所在しており、且つ国内の貨物及び不動産と無関係」のサービスを指す。各企業のクロスボーダーサービスに関する課税行為、サービスの内容、事業の形態は異なるため、一律の判断基準を導入することは現時点では不可能であり、実務において具体的な事実に基づき、ケースバイケースで判断する必要がある。市税務局は十分な調査・研究を行い、本規定の細分化の要望を国家税務総局に積極的に反映する所存である。

#### 2. への回答

深センの会社が、香港の関連会社の販売事業のために提供するマーケティング及び市場調査などのサービスに対し、そのサービスに相応する商品及び不動産が中国国内に関連するものであるか否かを判断する必要がある。例えば、深センの会社が香港の関連会社の販売業務のためにマーケティング、市場調査などのサービスを提供する場合、香港の関連会社の販売業務や商品は、中国大陸向けであれば、増値税免税政策の適用ができず、東南アジア、インドのような海外向けであれば、適用できる。具体的な形式及び契約内容等に合わせて判断する必要があるため、管轄税務機関に関連証明資料を提出して判断して頂くことを推奨する。

## 十一、改正された会社法の下での従業員董事・監事設置

### <背景・課題>

2024年7月1日より改正施行された会社法では、「会社は憲法と関連法律の規定に基づき、従業員代表大会を基本形式とする民主的な管理制度を構築して、従業員代表大会或いはその他の形式を通じて、民主的な管理を実行する（会社法第17条第2項+第76条、第68条、第69条）」といった規定があり、従業員300人以上の会社は従業員監事（場合によっては従業員董事の設置）の置かなければならない場面が生じる。参照できる関連規定はあるものの、関連する規定の内容に戸惑っている外資系企業が存在しているのも事実である。

### <要望・質問>

1. 従業員300人以上の会社は、従業員董事又は従業員監事の設置が必要となっているが、設置期限はいつになるか？（2024年中に設置する必要があるか？）
2. 従業員代表大会や、従業員董事又は従業員監事の選挙などに関して、外資系企業はこれらの規定にどのように対処すべきかを指導するために、深セン市政府は関連ガイドラインを打ち出す予定はあるか？

### <メモ欄>

#### 1. への回答

2024年7月1日より改正施行された会社法では、従業員董事又は従業員監事の選挙要求及び設置期限に関する要求は存在しておらず、即ち必ず2024年内に設置する必要はない。従業員董事又は従業員監事の設置に対し、深セン市市場監督局は実質的な審査を行わず、企業が提出した申請資料に準じて受理する。ただし、潜在的な法的リスクを回避し、コンプライアンスを確保するために、条件を満たした企業（従業員300人以上）は、最新の法律法規に従って設置することを推奨する。

2024年内に設置を完了しなければならないと法律では明記されていないが、法律法規が厳粛であること及び企業の社会的責任を考慮すると、条件を満たした企業は、合理的な期間内に従業員董事または従業員監事の設置を完了することが推奨される。そうすることで、企業の法律要求の遵守に役立つ一方、コーポレートガバナンスの透明性及び従業員の関与意識も高めることもできる。

#### 2. への回答

『深セン市「中華人民共和国労働組合法」実施弁法』、『企業民主的管理に関する規定』（総工発[2012]12号）などの法律法規に基づき、企業の労働組合は、従業員大会または従業員代表大会の実務機関であり、それらの日常業務を行う。一定の民主的なプロセスを通して選出された従業員代表者は、従業員全体を代表して、従業員代表大会を基本形式とする民主的な管理制度を通じて企業の管理に参加し、共同で民主的な権利を行使する。従業員董事または従業員監事の候補者は、労働組合によって推薦され、従業員大会または従業員代表大

会を通じて民主的に選出され、従業員代表大会に対して責任を負い、従業員を代表して意思決定権を行使し、監督者の役割を果たす。

従業員代表者の選出、及び従業員董事、従業員監事の選出に関しては、『企業民主的管理に関する規定』（総工発[2012]12号）、『従業員代表大会開催の規範化に関する中華全国总工会の意見』（総工弁発[2011]53号）及び『公司制企業の従業員董事制度、従業員監事制度の強化に関する中華全国总工会の意見』（総工弁発[2016]33号）などの書類にも明確な規定があり、各企業の労働組合は行政当事者と協力し、関連規定に従って従業員代表者、従業員董事又は従業員監事の選挙を行うべきである。

新会社法施行後、大規模・中規模企業、外商投資企業及び民営企業、特に労働組合を設立していない企業として、強制的な従業員董事制度を、実務上如何に実行するかについては、更に詳しい司法解釈または法律実施細則が必要である。

## 十二、法定代表者の変更手続きについて

### <背景・課題>

会社の法定代表者が変わると、一連の政府部署への手続きが発生する。そのうち、税務や銀行の場合、現場での手続きやパスポート原本の提示などの要求が出てくることが多い。2022年11月より施行された『深セン経済特区外商投資条例』では、特別な事情により、関連人員が現場へ出向かうことが困難な場合、政府部署がより便利な措置を講じると一応規定はされているものの、現状として、やはり緩和されていない。外資企業の場合、海外で勤務されている外国人を会社の法定代表人に指定することがよくある。変更が発生すると、海外出張を手配し、中国で手続きをする必要がある。

### <要望・質問>

今後、明確な利便措置を規定化してほしい。

### <メモ欄>

『国家税務総局による若干税収の徴収・管理サービス事項の最適化に関する通知』（税総徴科発〔2022〕87号）の関連規定によると、2023年4月1日から、納税者は市場監督部門において法律に基づき、登録変更を行った後、税務機関に登録変更情報を報告する必要がなくなり、税務機関は市場監督部門から共有された変更登録情報に基づき、金税三期コア徴収管理システムで自動的に変更登録を行うことになる。異常、異常抹消などの状態にある納税者が登録情報を変更した場合、正常状態に戻ったときにコア徴収管理システムで自動的に変更される。そのため、法定代表人変更手続きは市監督部門の処理プロセスを基準とし、市監督部門が処理を完了した後、自動的に税務部門へ転送され、情報が更新されることになる。

経営許可証の法定代表者の業務変更は、法定代表人本人が現場へ出向かう必要はない。手続きに際しては、法定代表人の身分証明書のコピー及び法定代表者が署名した申請書類を提供すればよい。

現在の関連制度によると、人民元銀行決済口座の変更業務を行う際には、法定代表人が現場へ向かって行るか、授權書を発行して他人に委託するかを選択することができる。

現行の『人民元銀行決済口座管理弁法』第二十六条の規定によると、企業が銀行決済口座の開設を申請する場合、法定代表者または企業の責任者より直接現場で手続きを行うこともできるし、他人に手続を委託することもできる。他人に手続を委託する場合、相応する証明書類以外に、法定代表者もしくは責任者の授權書、その身分証明書、及び被授權者の身分証明書を提出しなければならない。

### 十三、政府コンサルティング窓口の回答正確度について

#### <背景・課題>

企業が経確認する際に、窓口の回答と実際の審査を行うものの意見に不一致な時がある営活動において、工商局や、税務局、税関、銀行などに手続きをすることがよくある。手続きの詳細について。それにより、手間がかかってしまい、不便さをもたらすことがある。今後、政府部署のコンサルティング窓口による回答の正確性を高めてほしい。

#### <要望・質問>

1. どのように政府コンサルティング窓口のサービスに対して評価をつけるのかを教えてください。
2. 政府の実務審査処理部門に直接問い合わせるできるルートをより多く設けてほしい。

#### <メモ欄>

工商関連のコンサルティング窓口のサービスの質について、企業は窓口評価機械を利用してその場で評価することができ、また、民生訴求プラットフォーム、「12315」の問い合わせ電話または「12345」の政府ホットラインなどの方式で反映することができる。

現在、深セン市場监督管理局は市各区の政府サービスセンターに専門的な業務コンサルティング窓口を設置し、業務取扱部門から専任者を派遣し、企業の質問にその場で回答する。同時に、セルフサービスエリアも設置し、専門の案内担当者を配置し、企業の業務申請・処理を指導している。さらに、問題を解決するために、当直の科長に連絡することも可能である。

税務関連のコンサルティング窓口のサービスの質の監督には、2つの反映方法がある。一つ目は、満足度アンケート（好差评）を通じて評価を行い、不満を持つコンサルティングサービスに対して、税務機関は再訪問と改善を行う。二つ目は、12366に電話し、ウェブサイトでの苦情通報などを行うことができる。税務機関は10営業日以内に調査を行い、納税対象者と納付者に返信する。現在、税務部門には12366納税サービスホットライン、徴収インタラクティブプラットフォーム、電子税務局などのコンサルティングルートがあり、基本的に税務関連業務のコンサルティングの迅速な応答を全面的に実現している。企業は反映された問題と提案に対して、我々は真剣に研究を行い、コンサルティングルートを広げ、回答の質を高め、納税対象者と納付者により良いサービスを提供する。

税関関連のコンサルティング窓口のサービスに対し、深セン税関は12360ホットラインを設定しており、こちらは、市民、法人、その他の組織の業務問い合わせ、通関支援、苦情通報などを行うための総合的なサービスプラットフォームである。企業は、深セン税関の12360ホットライン、メールボックス、公式サイトの交流インタラクション欄など多数のルートを通じて作業中の発生問題を反映することができる。企業の質問に対して、即時に回答できない場合は、関連部門に照会し、担当部門が確認した上企業に返事する。

銀行窓口のコンサルティング回答の正確性と完全性は、業務員の処理力と専門力、および人員流動性の影響を受けている。銀行業務コンサルティングサービスの質の反映ルートについては、銀行の本店または支店に反映することをお勧めする。また、監督管理職責の分担に基づいて、国家金融監督管理総局または深セン市監督管理局にご相談いただくこともできる。

#### 十四、電力単価問題について

##### <背景・課題>

7月～9月の期間の11時～12時、15時～17時のピーク時電力価格を25%上昇すると  
の通達が、中国南方電網から携帯電話のメッセージに配信された。景気が上向かず経済見通  
しも不透明な中で、赤字を少しでも減らそうとコツコツと経費を削減している企業努力も泡  
と消えてしまう。

##### <要望・質問>

7月開催の三中全会では民間企業の発展を支援すると発表されている。この困難な時期で  
あるからこそ政府による電力価格据え置き措置の支援を希望する

##### <メモ欄>

中国共産党中央委員会、国務院の電力価格改革の深化、電力価格形成メカニズムの整備に  
関する政策決定と配置を徹底し、電力資源の最適配置の誘導における電力価格信号の役割を  
十分に発揮し、新エネルギーを主体とする新型電力システムの建設に貢献し、エネルギーの  
グリーン・低炭素化発展を促進し、電力システムの運行効率を高めるため、2021年から「国  
家発展改革委員会の時間分割電力価格メカニズムの更なる整備に関する通知」（発改価格  
〔2021〕1093号）、広東省発展改革委員会「広東省のピーク-バレー時間分割電力価格政  
策の更なる整備の関連問題に関する通知」（広東発改価格〔2021〕331号）、「深セン市  
発展改革委員会の深セン市のピーク-バレー時間分割電力価格政策の更なる整備の関連問題  
に関する通知」（深発改〔2021〕1005号）に基づき、深セン市は毎年7月、8月と9月の3  
ヶ月間、およびその他の月の中で最高気温が35℃以上に達した高温日にスパイク電力価格  
を実行し、毎日の実行時間帯は午前11～12時、午後15～17時の3時間で、電力価格はピ  
ーク時の電力価格に25%を上乗せした。深セン市は、電力資源をより効果的に最適化し、  
全市の電力安全供給を保障するため、ユーザーがピーク時期にずらして、バレーの時間帯に  
電力消費量を増やし、ピークの時間帯に電力消費量を減少させることをご推奨する。

これは単なる電力単価の引き上げではなく、全国の電力システムの運行効率と経済性、社  
会全体の電力使用コスト削減及び電気安全性のための政策であり、企業の理解を頂きたい。  
時間分割電力価格の制定及び管理権限は政府価格主管部門にあり、電力網会社は電力価格の  
実行会社として、国及び省・市の電力価格政策を厳格に実行しなければならない。

「広東省発展改革委員会の広東省のピーク-バレー時間分割電力価格政策の更なる整備の関  
連問題に関する通知」（広東発改価格〔2021〕331号）、「深セン市発展改革委員会の深  
セン市のピーク-バレー時間分割電力価格政策の更なる整備の関連問題に関する通知」（深  
発改〔2021〕1005号）などの文書は、スパイク電力価格メカニズムを実施するよう明確に要  
求している。

実施範囲において、スパイク電力価格の実施範囲はピーク-バレー時間分割電力価格政策

と一致し、住民ユーザー、深セン市のピーク-バレー時間分割電力価格を実行するための大量、高需要工業及び一般工業専用変圧器ユーザーが含まれない。実行時間において、スパイク電力価格の実行時間はピーク時期を迎える夏期間の7月、8月と9月の3ヶ月間、及びその他の月の中で最高気温が35°C以上に達した高温日（日の最高気温は中央テレビ局の毎日19時のニュース番組の天気予報で発表された広州の翌日の最高気温に準じ、翌日に実施する）。実行時間帯において、スパイク電力価格の毎日の実行時間帯は午前11～12時、午後15～17時の3時間である。電力価格において、国家発展改革委員会の「スパイク電力価格のピーク時の電力価格に対する上昇割合は原則として20%を下回らない」に関する要求に基づき、広東省の電力需給情勢などの状況を総合的に考慮し、広東省（深セン市を含む）のスパイク電力価格はピーク時の電力価格を基に25%上昇した。

電気エネルギーは大規模に貯蔵できず、生産と消費のバランスをリアルタイムでとる必要があり、電力使用時間帯によって消費される電力資源が異なり、電力供給コストの差が大きい。電力使用ピーク時には、電力需給が逼迫しており、電力供給を保障するためには、送配電段階で電力網の建設を強化し、送配電能力を保障する必要があり、発電段階で高コスト発電ユニットを起動し、ピーク時に発電させる必要があり、電力供給コストは相対的に高い。

逆に、電力使用の低迷期には、電力需給が緩和され、電力供給コストが低いユニットが発電するだけで供給を保障でき、電力供給コストは相対的に低い。ピーク-バレー時間分割電力価格メカニズムは、電力システムの運転特性に基づいて、1日をピーク、平段、バレー各時間帯に分け、一部の時期はスパイク時間帯にも分ける。各時間帯にそれぞれ異なる電力価格を制定し、時間帯別電力価格を電力システムの電力供給コストに近づけ、電力価格信号の役割を十分に発揮させ、電力ユーザーがピークカットとバレーアップ（削峰填谷）をするように誘導し、できるだけピーク時間帯に電力の使用量を削減し、バレーの時間帯に電力の使用量を増加し、できるだけ秩序ある電力使用を少なめに起動し、それによって電力システムの安全かつ安定した運行を確保し、システム全体の利用効率を向上させる。

スパイク電力価格メカニズムは現行の時間分割電力価格メカニズムに更なる補足、整備をし、不要な送配電、発電資源の投入を効果的に削減でき、電力システムの運行効率と経済性を高め、全体的に社会全体の電力使用コストを下げることに有利である。

企業は自社の電気使用負荷特性、生産運営の実際状況を合わせて、現行の電力価格政策の範囲内で、適切な2部制電力価格の基本電気料金計算方式（電気使用効率が高くない場合、最大需要量による料金計算を選択することをお勧めする）を研究・選択することができ、ピーク-バレー時間分割電力価格政策を十分に利用し、生産シフトを合理的に調整し、総合電力使用コストを積極的に削減する。

また、2021年末より、中国は石炭火力発電によるインターネット電力価格の市場化改革を推進し、市場化電力価格メカニズムを本格的に構築して、電力資源の配置における市場の調整役割を果たした。統計データによると、電力現物市場の価格低下が続いている状況、電力及び新エネルギー発電、西電東送（西部の発電を東部に送る）などの総合的な影

響を受けて、2024年1月から6月までの深セン市の工商用電力の単価は0.7847元/KWHであり、同期比では、6.63分/KWHほど低下しており、その下落幅は7.79%に達した。そのため、今年においては、企業のエネルギー電力コストは一定程度軽減していると言える。

## 十五、日本人学校の移設問題について

### <背景・課題>

現在の立地条件、建物条件は決して生徒の教育的環境としてはよくはない。日本人学校の移設を検討したいが、政府側の全面的バックアップがほしい。

### <要望・質問>

日本人学校移設に対する支援、サポートがほしい。

### <メモ欄>

外国籍人員の子女学校建設の基準、審査は『深セン市民営小中学校設置基準』を参照するものとする。

#### 1、新しい校舎の場所選定。

この度、市教育局は南山区教育局、福田区教育局、龍華区教育局と協調して日本人学校の移設先を探していた。3カ区の教育局はいずれも日本人学校の移設に適した住所が見つからないと回答した。

#### 2、移設して学校運営する政策の要求。

##### 1) 主催者の要求。

主催者の信用状況は良好で、不良記録がなく、企業またはその他の社会組織の経営異常リスト、または重大な違法信用喪失リストに組み入れられておらず、主催した学校は過去5年間に法律違反の学校運営が行政処罰を受けた行為がない。

##### 2) 校舎建設の要求。

① 立地、計画設計、建築基準は現行の『小中学校設計規範』、『深セン市普通小中学校建設基準ガイドライン』などの規定を参考にし、教育区、運動区、生活区は相対的に独立しなければならない。学校内への他の機構の立ち入りは禁止されている。校舎には合法的な財産権がある。校舎場所が賃貸に属する場合、主催者または学校が直接財産権者と賃貸契約を締結し、かつ政府家屋賃貸管理部門に備案しなければならない。届出期間は国有財産権に属する賃貸期間は10年を下回らず、非国有財産権に属する賃貸期間は12年を下回らない。

② 新しい校舎の設備施設は教育の需要を満たすことができ、学校の机と椅子、通常の教育器材などの設備がそろって配置される。蔵書は、民営小中学校の設置基準に記載されている要求を満たしている。学校のインターネット帯域幅アクセスは規定に符合しており、相応するネットワークセキュリティ能力を備えている。

③ 学校周辺の環境は学生の心身の健康に有利であり、交通安全標識を設置し、学生及び教職員の安全な通行を確保しなければならない。学校を運営する場所の施設は、建築安全、消防、衛生、耐震、環境保護等の安全要件に適合しなければならない。

- ④ 学校の意思決定機関は必要な会合を開き、学校の移設を承認することを決議する。
- ⑤ 移設して学校を運営するには、全生徒から移設に伴う意思を募集しなければならない。  
引き続き緊密に連絡していただき、新しい校舎の場所を選定できた場合、深セン政府も全力でサポートする。

## 十六、緑証及び脱炭素政策について

### <背景・課題>

日系企業は、緑証（グリーン電力証書）取引政策をはじめ、脱炭素政策に関心を寄せている。

### <要望・質問>

深セン市の緑証（グリーン電力証書）取引政策をはじめ、脱炭素政策について説明していただきたい。特に特定企業に負担を求めることが今後生じる場合、対象企業の選定基準、将来の予定および方針などについて教えてほしい。

### <メモ欄>

『国家発展改革委員会 財政部 国家エネルギー管理局による再生可能エネルギー電力消費を促進するため、再生可能エネルギーグリーン電力証書の全面的な普及に善処することに関する通知』（発改能源〔2023〕第 1044 号）などの規定に則り、グリーン電力証書は、わが国における再生可能エネルギー電力の生産と消費を認定する唯一の証書であり、このうち、取引可能なグリーン電力証書は、再生可能エネルギー電力消費の証憑として使用することができるほか、グリーン電力証書とグリーン電力取引に参加するなどの方式を通じ、発電企業とユーザーの間で有償譲渡することもできる。国家はグリーン電力消費を奨励し、グリーン電力証書の徹底的な宣伝と普及を行い、社会全体で再生可能エネルギー電力消費の雰囲気を作り、社会の各エネルギー使用企業が自ら再生可能エネルギー電力消費の社会的責任を負うことを奨励する。

『国家発展改革委員会 国家統計局 国家エネルギー管理局による非化石エネルギーの消費を積極的に促進するため、グリーン電力証書と省エネ・二酸化炭素排出量削減政策の連携を強化することに関する通知』（発改環資〔2024〕113 号）では、各地域はグリーン電力証書の購入タスクを企業に単純に割り当てるため強制的な手段を採用してはならず、グリーン電力証書の省を跨ぐ取引を制限してはならないと明確に規定している。同時に、高エネルギー消費企業に対する再生可能エネルギー強制消費メカニズムの構築を加速し、消費比率の要求を合理的に引き上げる。高エネルギー消費企業のグリーン電力消費責任を強化し、法律法規に従い、再生可能エネルギー消費の責任を関連エネルギー使用主体に実施する。各地域は、再生可能エネルギー消費の責任を重点エネルギー使用企業に細分化し、重点エネルギー使用企業に対して化石エネルギー消費予算管理の実施を検討し、予算を超えた部分をグリーン電力証書とグリーン電力の購入によって相殺する。重点エネルギー使用企業と「二高」プロジェクトの基準は、『重点エネルギー使用企業にかかわる省エネ管理弁法』（2018 年 2 月 22 日に、国家発展改革委員会、科学技術部、中国人民銀行、国务院国有資産委員会、国家品質検査総局、国家統計局、証券監督委員会による政令第 15 号公布）及び『広東省<二高>プロジェクト管理目録（2022 年版）』に関する規定を参照できる。

深セン市は積極的にグリーン電力を消費するよう企業を励まし、グリーン電力証書の応用場面を拡大し、購入ルートをスムーズにし、質の高いサービスを提供するなどの方法でグリーン電力証書の取引を奨励している。現在、深セン市グリーン電力とグリーン電力証書サービスセンターを設立しており、深セン市のグリーン電力取引プラットフォームを構築し、グリーン電力に関する問合せ・計算、政策解釈、情報発信、グリーン電力証書取引マッチングなどの多様なサービスを深セン市の企業に提供し、企業の負担を増やすことがないと同時に企業のグリーン電力証書取引に便利で高品質なサービスを提供している。次の段階として、深セン市は国家の『再生可能エネルギー電力消費を促進するため、再生可能エネルギーグリーン電力証書の全面的な普及に善処することに関する通知』と『非化石エネルギーの消費を積極的に促進するため、グリーン電力証書と省エネ・二酸化炭素排出量削減政策の連携を強化することに関する通知』などの規定を真剣、且つ着実に実施し、グリーン電力証書にかかわる宣伝と、応用普及を深く展開し、グリーン電力消費のレベルを高めるよう、社会全体を導く。

#### グリーン電力証書及び脱炭素政策について

グリーン電力証書と炭素排出権は、それぞれ国家発展改革委員会と国家生態環境部より管轄されており、電力と炭素の協同発展に関連する政策の実施が引き続き推進されており、深セン市の関連状況は、以下の通りである。

##### 1. 政策文書

深セン市生態環境局が発布した『深セン市における 2024 年炭素排出クォーター分配方案』に関する通知において、「排出クォーターが不足する重点排出企業は、2024 年に市場ベースの手段で購入したグリーン電力を使用し、過剰な炭素排出量を削減することができる」と明記されている。

削減方法：2024 年における重点排出企業の炭素排出削減量 =  $\text{Min}(\text{グリーン電力年間購入消費量} \times \text{年間グリーン電力削減係数}, \text{年間クォーター不足量})$

このうち、2024 年におけるグリーン電力炭素排出削減係数は 0.4326 トン CO<sub>2</sub>/MWh であり、その出所は『生態環境部・国家統計局による 2021 年の電力 CO<sub>2</sub> 排出係数の公布に関する公告』（〔2024〕12 号）における「南部地域における電力平均二酸化炭素排出係数」である。

##### 2. 政策解釈

現在、深セン市発展改革委員会がエネルギーとグリーン発展を管轄し、深セン市生態環境局が企業の炭素排出量などの計算問題を担当しており、政策文書でも、企業が炭素排出量を削減処理するためには、市場ベースの手段で購入したグリーン電力が必要であることを明確にしているため、現在、企業がグリーン電力証書を購入しても、脱炭素化の要件を満たせない。

グリーン電力の価格は、電気価格と環境プレミアム価格より構成されている。企業はグリーン電力を購入する過程において、企業が購入するのがグリーン電力であることを証明する

ために、別途で環境プレミアム費用を払う必要がある。現時点では、深セン市における 10kV 及びそれ以上の工業・商業ユーザー並びに深セン工業園区改造後のエンド低圧工業・商業ユーザーは、電力市場取引に参加でき、電気販売企業と、グリーン電力を含む中長期電力取引契約を締結することによって、グリーン電力を購入できる。

### 3. 関連アドバイス

企業は、グリーン電力市場の発展状況を事前に把握し、自社のグリーンエネルギー使用及び脱炭素化のニーズを計画し、グリーン電力の割合や価格などのニーズを明確にした上で、電力販売企業と中長期的な電力売買契約を締結し、グリーン電力購入のタイミングを逃さないようにする必要がある。

国家レベルではグリーン電力証書の応用場面を推進するためには、企業の低炭素化・脱炭素化のツールの一つとしてグリーン電力証書を活用できるかを、今後も注目していく必要がある。

## 十七、大規模設備更新の推進行動プランについて

### <背景・課題>

深セン市人民政府弁公庁は 2024 年 5 月、『深セン市人民政府の大規模設備更新と消費品買替えに関する推進行動プランの印刷配布に関する通知』を公布し、大規模設備の更新推進行動プランを打ち出している。

### <要望・質問>

これまで日系企業をはじめ、外資系企業が大規模設備の更新推進を利用した実績や詳細の事例について紹介してほしい。

### <メモ欄>

企業の利用実績に対する情報収集は、現時点ではまだ行われていない。

## 十八、脱炭素化を進める際の奨励金について

### <背景・課題>

ソーラーパネルの設置等などを通じて脱炭素化に取り組んでいる日系企業はある。

### <要望・質問>

ソーラーパネルの設置等、工場の脱炭素化を進める際の奨励金等があれば教えてほしい。また、これまで日系企業をはじめ、外資系企業が利用した実績や事例について紹介してほしい。

### <メモ欄>

#### グリーン低炭素分野の助成金支援政策について

深セン市の生態環境保護を全面的に強化し、サービス業による経済の質の高い発展を推進するために、『深セン市における生態環境保護の全面強化及び経済の質の高い発展の推進に関するいくつかの措置（2024-2027年）』（深環規〔2024〕7号）の関連要求に基づき、2024年度深セン市生態環境特別助成金プロジェクトは、6種類のグリーン低炭素発展の助成金申請方向が新たに追加された。

#### 1. 温室効果ガスのオンライン監視装置・ネットワークのプロジェクト。

本プロジェクトは発電所とごみ焼却場が関連要求に従って温室効果ガスのオンライン監視装置を導入することを支持し、新たに導入された温室効果ガスのオンライン監視装置の購入費用の50%の助成金を提供する。申請条件には以下の3つの要件が含まれている：①申請者は、発電所またはごみ焼却場でなければならないこと、②『深セン市温室効果ガス重点排出単位自己モニタリング技術ガイドライン 火力発電』（試行）と『深セン市温室効果ガス重点排出単位自己モニタリング技術ガイドライン 生活ごみ焼却』（試行）の関連規範に適合すること、③新たに導入された温室効果ガス排出のオンライン監視装置は、市の生態環境部門とのネットワーク連携を完成し、3カ月以上安定して稼働しなければならないこと、市生態環境局が主催した設備のコンプライアンスの現場検査を通過すること。

#### 2. 近ゼロカーボンエリア\*のパイロットプロジェクト

本プロジェクトは近ゼロカーボンエリアのパイロット（具体的には区域パイロット、園区パイロット、キャンパスパイロット、建築パイロット、企業パイロットなどの種類が含まれる）の構築をサポートし、検収に合格した近ゼロカーボンエリアのパイロットプロジェクトに対して所属類別ごとに助成金を支給する（具体的な基準は添付の表を参照）。申告条件には以下の3つの要件が含まれている：①市生態環境局が主催した、専門家による近ゼロカーボンエリアのパイロットプロジェクト検収を通過したこと、②申請プロジェクトは既に深セン市のその他の支援政策の助成金を受けた場合は二重で申請してはいけないこと、③申請プロジェクトは同種類の2つまたは2つ以上の項目に同時に合致する場合、重複して申請してはならないが、助成金額が最も高い限度額にて申請することができる。

(\*注：近ゼロカーボンエリアとは、エネルギー、建築、交通、廃棄物処理などの多分野の高度排出削減技術を集積して応用し、炭素吸収源となる林業のを新たに作るなどの高品質の排出相殺措置を総合的に利用し、エリア内の年間の温室効果ガスの総量が持続的に減少し、徐々にゼロに近づくエリアを指す。)

### 3. 気候変更にめぐる投融資発展プロジェクト

このプロジェクトは深セン市気候変更投融資プロジェクトリスト、普及リスト及び、開発リストに入選したプロジェクト所有者を支援し、融資コストの50%に基づいて最高100万元の資金援助を行う。申請条件として、当該プロジェクトは2024年に深セン気候投融資プロジェクトリスト、普及リスト及び、開発リストに入選したものである必要がある。

### 4. 排出権融資業務プロジェクト

このプロジェクトは排出権融資業務を展開し、排出権取引市場の契約を約束通りに履行する重点排出単位を支援し、当年度の実際利息支出の50%に基づいて1社の企業につき毎年最高100万元の補助金を与える。申請条件には以下の2つの要件が含まれている：①炭素排出権融資業務を展開し、排出権取引市場の契約を約束通りに履行する重点排出単位であること、②助成期間は最長3年を超えないことである。

### 5. カーボンファイナンス、カーボンアカウントの革新普及応用プロジェクト

このプロジェクトは深セン市でカーボンファイナンス、カーボンアカウントの革新的な普及・応用を実現し、年間新規業務が一定規模に達した金融機関を支援し、一括で50万元の助成金を与える。申請条件には以下の2つの要件が含まれている：①カーボンファイナンス、カーボンアカウントの革新的な普及応用は一定の業務規模を持つ必要がある、②所属業態の中で、市生態環境部門の審査を経て新規事業規模が最大であることを確定した。

### 6. カーボンインクルージョン\*・システム建設プロジェクト

- 本プロジェクトはカーボンインクルージョン・システム下の方法論、応用プログラム/アプリケーション及び、低炭素社会シナリオの開発を支援する。

- カーボンインクルージョン方法論の開発者に対して、一つの方法論につき30万人民元の助成金を申請することができる。

- カーボンインクルージョン応用プログラム/アプリケーションの開発者に対しては、一つのプログラム/アプリケーションにつき50万人民元の助成金を申請することができる。

- カーボンインクルージョンの社会シナリオの構築主体に対しては、一つの炭素包含シナリオに対して10万人民元の助成金を申請することができる。

申請条件として、以下の4つの要件が含まれている：①申請者は必ずカーボンインクルージョン下の方法論、応用プログラム/アプリケーション及び、低炭素社会シナリオの開発者であること。②方法論に関しては、市生態環境局より備案を及び発行を行う必要があり、応用プログラム/アプリケーションは市生態環境局が発表した方法論及び低炭素社会シナリオに基づき開発し、且つ安定し半年以上運営し、ユーザー数が10万人を超える必要があり、低炭素社会シナリオに関して、市生態環境局よりロゴを授与し、且つ安定し半年以上運営す

る必要がある。③プロジェクトの検収時間は 2021 年 1 月 1 日以降である。④上記の申請者は各項目につき最大で 1 回の助成金を申請可能である。

申請者は、市生態環境特別相談管理システムにログインし、特別助成金を申請することができる。同時に、深圳市生態環境局公式サイト、深圳市生態環境 WeChat 公式アカウントで「生態環境特別助成金」のコンテンツに入り、「申請ガイドライン（新方向）」の主要内容、注意事項、申請先などの重要な情報を入手することができる。

（\*注：カーボンインクルージョンとは、企業や一般市民の排出削減行動を定量化・文書化し、取引の実現、政策支援、ショッピングモールのインセンティブといった消費経路を通じてその価値を実現することを指す。既存のカーボンプライシング、カーボンクレジットの補完的役割を担うことが期待されている。

脱炭素化促進奨励政策について、土木建築分野において、深セン市はグリーンイノベーション発展特別助成金を設置しており、顕著なモデル普及効果を有する省エネ建築とグリーン建築プロジェクト、インテリジェント建築と組み立て式建築実践、及び建設科学技術、土木建築分野のグリーンイノベーション発展技術とサービスなどの 12 個の重要分野を支援している。詳細は深セン市住宅と建設局が発表した「土木建築分野のグリーン低炭素発展を支援するためのいくつかの措置に関する通知」を参考することができる。

ソーラーパネルの設置などによる工場の脱炭素化を推進するプロジェクトの採用について、もしこのプロジェクトが申告できるならば、超低エネルギー建築プロジェクト、高級グリーン建築モデルプロジェクト及び既存建築省エネ改造プロジェクトを参考にし、申告することを提案する。その中で、高級グリーン建築モデルプロジェクトの最高の助成限度額は 700 万人民元である。

条件に合致する項目は特定項目助成金を申請でき、具体的な申請要求及び流れは当年度に発表された土木建築分野のグリーンイノベーション発展特定項目助成金申請ガイドラインを参照することができる。申請ガイドラインの発表時間は、毎年 4 月～5 月頃である。外資企業の利用実績に関して、土木建築分野において現時点ではまだない。

## 十九、地球環境保護、持続可能な社会について

### <背景・課題>

中国経済を改善、下支えする為の政策（買替え促進等）推進されていることは理解しているが、中国での経済発展と環境保護を両立させるような新たな社会、資源循環やリサイクルによるビジネスチャンスの創出に繋がるような政策の加速・拡大を期待する。

### <要望・質問>

地球環境保護、持続可能な社会への更なる政策について紹介してほしい。

### <メモ欄>

市生態環境局は2024年7月1日に『深セン市生態環境保護を全面的に強化し、経済の質の高い発展を推進する若干の措置』（以下「若干措置」という）を公布した。

#### 1. 国家の重要な戦略を引き続き深度に実行する。

「若干措置」は美しい中国のモデル建設を全面的に推進し、炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラルを積極的かつ穏当に推進し、国際一流の美しい湾区を共同で建設し、「一帯一路」のグリーン建設に積極的に参加するなどの4つの内容を提出し、人と自然が調和的に共生する現代化建設の推進に力を入れている。

美しい中国のモデル建設について、「若干措置」は中国共産党中央、国务院の「美しい中国建設の全面的推進に関する意見」、「深セン市の中国特色のある社会主義先行モデル区建設の支持に関する意見」をめぐり、山水林田湖草海の一体化保護とシステム管理の要求を徹底的実行し、美しい中国モデル建設のレベル評価を強化し、国家生態文明建設モデル区、「緑水や青山は金山銀山である」という実践革新基地、森林都市、園林都市、「廃棄物のない都市」の建設を持続的に深化させ、美しい都市、美しい農村、美しい河湖、美しい湾などの「美しいシリーズ」建設を一体的に推進すると提出した。

炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラルの積極的かつ穏当な推進について、率先して炭素排出総量および強度の「双控」制度を推進し、地域をまたぐカーボントレーディングの試行を展開し、カーボンクレジットの認証排出削減量（CCER）の地域をまたぐ取引を模索し、温室効果ガスのオンライン監視設備の設置・ネットワーク化を支持するなどの措置を提出した。

国際一流の美しい湾区の共同建設について、グレーターベイエリアの生態環境保護分野における協力の深化、生態環境基準の統一の推進、生態環境分野の人材制度の確立と健全化などの措置を提出した。

「一帯一路」のグリーン建設について、グリーンサプライチェーンの創設と国際協力の強化、中国グリーン産業の「海外進出」企業連盟の設立の推進などの措置を打ち出した。

#### 2. 環境関与改革の実施を推進することが効果的である。

深セン市は前後して『深セン市区域空間生態環境評価管理方法（試行）』、『深セン市区

域空間生態環境評価ユニット画定ガイドライン（試行）』、『深セン市区域空間生態環境評価技術ガイドライン（試行）』、『深セン市区域空間生態環境評価重点プロジェクト環境影響審査リスト（試行）』などの文書を発布し、区域空間生態環境評価を核心とする環境影響評価制度体系の構築を模索した。「若干措置」は環境評価の「放管服」（放：行政簡素化と権限委譲、管：権限委譲と管理の両立、服：サービスの向上）改革を持続的に深化させ、環境関与改革の着地を推進し、重点プロジェクトの環境評価審査サービスの最適化、環境評価と汚染排出許可の協同審査の穏当な推進、プロジェクト審査や環境保護政策に関するコンサルティングサービスの継続的な深化などの一連の措置を提出し、行政機能をさらに向上させた。同時に、「若干措置」は 20 大先進製造業園区の地域環境評価を推進することを明確に提案し、地域環境評価を完了した地域において、重点プロジェクトの環境影響審査リストに含まれていない建設プロジェクトに対して、リスト管理を実施することを強調し、建設部門は環境影響評価を行う必要がなく、市場主体の行政コストを最大限に削減することができる。

### 3. 実体経済のグリーン低炭素発展を支援する。

第一に、技術供給の角度から、先進的な環境保護技術の普及・応用を支持し、例えば汚染防止最前線技術の開発と応用などの関連支援プロジェクトに最高 1,000 万元の援助を与える。第二に、技術のニーズの角度から、資金援助、試行評価、知恵管理などの面から企業と園区の汚染物や炭素の排出削減協同革新への支持力を強化し、園区のグリーン低炭素循環改造を推進し、近ゼロカーボンエリアのパイロットモデルと汚染物や炭素の排出削減協同革新を積極的に推進する。同時に、リードによるリード行動を革新的に展開し、環境保護リード制度と企業のボランティア的な環境対策の試行を積極的に模索し、企業による環境保護のための規定に合致した建設の展開を奨励、支持する。

### 4. 環境質の持続的な向上を推進する。

ここ数年来、深セン市の環境質は全体的に向上し続け、私たちの空はさらに青くなり、生態環境部が発表した全国の環境空気の質の状況によると、2023 年、深セン市の空気の質は 168 つの重点都市の上位にランクされた（AQI 達成率 97.8%、PM 2.5 濃度は 17.5 マイクログラム/立方メートル）。私たちの水はさらに清らかになり、310 の河川の中、水質優良な川の占め率は 73.9%に跳ね上がった。私たちの生物多様性保護の効果はますます顕著になり、「生物多様性魅力都市」の国際的な賞を獲得し、国際的な「自然都市行動プラットフォーム」への加入に成功し、2023 年に「国際マングローブセンター」も正式に深センに定住した。私たちの都市はますます低炭素で住みやすくなり、国家低炭素都市のパイロット進展評価を順調に通過し、「低炭素深セン」は初めて特別な形で第 28 回国連気候変動大会（COP 28）に見事に登場した。「若干措置」は引き続き大気、水環境、騒音、生物多様性などの面を中心に、環境質の持続的な向上のために関連措置を体系的に推進し、清新な空気モデル区の構築に力を入れ、美しい河湖の保護と建設を大いに推進し、美しい湾岸建設を計画的に推進し、静かな都市建設のために力を合わせて推進し、「山海連城」の美しいグリーン深セン建設の推進に力を入れ、生態環境安全の最低要求を全力で守るなど 6 つの重要な措置を提出した。

#### 5. 都市と農村のグリーン協調発展の促進を加速する。

「若干措置」は都市部と農村部の生態グリーン建設を持続的に推進し、都市部と農村部の環境協同管理と環境インフラシステムの健全化を体系的に推進することを重点とし、都市部と農村部のグリーン協調発展の促進を加速することを提案した。

#### 6. 生態環境サービスの効率を深く向上させる。

第一に、環境監督や法律執行のポジティブリスト制度をさらに実施し、生態環境法律執行の責任減免リスト制度を持続的に推進し、生態環境監督管理の法律執行方式を持続的に最適化する。第二に、財税政策の「金含有量」をもって、生態環境の「緑含有量」を高め、財税扶助・保障を引き続き着実に実行する。第三に、福田気候投融資パイロットの質の高い建設を行い、気候投融資の発展を大いに推進する。

第四に、カーボンファイナンス市場の建設と製品サービスの革新を加速させ、カーボンファイナンスの発展を強力に支持する。

#### 7. 生態環境保護産業の質の高い発展を推進する。

「若干措置」は、深セン市委員会・市政府の20大戦略的新興産業と8大未来産業クラスターの発展に関する計画と配置を全面的に実践し、サービス業の質の高い発展を加速させ、生態環境保護製造業の持続的な育成・強化、環境管理総合サービスモデルの持続的な深化、新興生態環境サービス業への強力的な支援、生態環境サービス業の規範的な発展のための科学的な誘導などの面から、生態環境保護産業の発展能力を高め、省エネ環境保護産業クラスターを助力し、環境サービス業の質の高い発展を支援する。

2024年5月、深圳市発展改革委員会は『深セン市安全・省エネ・環境保護産業クラスターの高品質発展を促進するための若干の弁法』を発表し、先進的な環境保護技術の推進と応用、環境保護サービスの革新的な発展などの環境保護産業の発展能力のアップグレードを支援する政策と措置を発表し、生態環境保護の先端技術による汚染の防止と処理への応用に推進し、環境保護産業の質の高い発展による持続可能な発展への技術と製品のサポートを提供することを促進する。具体的な政策はすべて WeChat (ウィーチャット) 公式アカウントで開示しているため、検索可能である。

## 二十、福田保税区の計画と区像について

### <背景・課題>

『国務院の『河套深港科学技術創新合作区深セン園區發展計画』印刷配布に関する』 国発〔2023〕12号によると、福田保税区の地域は河套深港科術創新合作区になり「ホワイトリスト」が導入される。

### <要望・質問>

1. 従来の保税区機能に変更はあるのか？
2. 前述の通常の第6条に規定した「貨物区域別管理の実施」は、保税区従来の貨物管理方法と比べ、企業にどのような変化をもたらすか？
3. 近年 Lenovo 等福田保税区企業の移転や保税倉庫の縮小が見受けられるが、今後の保税物流拠点としての福田保税区像について教えてほしい。

### <メモ欄>

#### 1. への回答

福田保税区は1991年に国務院の認可を経て設立され、1993年に正式に運営開始になり、現在でも通常に運営されており、保税機能は変わっていない。2023年、国務院は『河套深港科技創新合作区（以下「河套協力区」といいう）深セン園區發展計画』を発表し、福田保税区を河套協力区の範囲に組み入れられ、福田保税区は現在、二重ゾーンならではの二重メリットを享受しており、発展の潜在力は非常に大きい。

#### 2. への回答

国務院による「『河套深港科技創新合作区深セン園區發展計画』に関する通達」の第六条が規定している「貨物の区域区分管理の実施」は、現在の税関特別監督区の一般的な管理モードであり、これは、園區に閉鎖管理を実施し、人員の出入りや物の移動に対して「第一線」と「第二線」の設定により、区域を明確に隔離し、管理を実施することである。現在、福田保税区もこのような管理方式を採用しており、税関監督区域と香港の間を「第一線」とし、ボーダー管理を行い、税関特別監督区と国内その他地域の間を「第二線」とし、流通管理を実施している。

政策の適用対象は、主に「ホワイトリスト」の資格に適合する科学研究機関と企業であり、適格の自社用科学研究向けの輸入貨物の関税、輸入増値税、消費税が免除され、税関の簡易化の通関管理モードが実施される。現在、福田保税区内の元保税企業において特に変更はないと言える

#### 3. への回答

福田区政府はレノボ (Lenovo) と緊密に協力し、区政府は企業の発展を支援・配慮しており、レノボは福田保税区で成長し続けてきたが、後期の段階で、レノボは自身の戦略的配置と都市全体の計画の必要性から、福田保税区から転出せざるを得なかった。福田保税区 2023

年の輸出入額は 3,597.8 億元で、深セン市全体の輸出入額の約 11 分の 1 を占め、深セン市の重要な対外貿易の重要地域である。将来、福田保税區は引き続き対外貿易の発展の優位性を維持し、保税倉庫を保持し、規模が大きく且つ優秀な企業の誘致を通じて、高品質の企業を集積し、福田保税區の質の高い発展を推進していく。

現在関連当局が制定している通関・課税政策は保税物流業界に対する制限などは設けられていない。『河套深港科学技術創新合作区深セン園区発展計画』では、「リスト管理等を通じて、非保税企業及び生産加工型産業を段階的に立ち退きを要請する」ことを提案しており、保税區内の元の保税企業に立ち退きを要請することはない。

以上